

## 愛媛県里親支援センター運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

愛媛県では、質の高い里親養育の実現・維持に向け、令和4年改正児童福祉法により児童福祉施設として位置付けられる里親支援センターを開設することとしました。

この要領は、里親支援センターの運営業務を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものです。

### 1 募集团体数

2団体（応募資格は3のとおり）

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

愛媛県里親支援センター運営業務

#### (2) 業務概要

別紙「業務委託仕様書」のとおりとします。

#### (3) 契約期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

※令和7年度以降において予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除します。

#### (4) 委託料上限額の目安（令和6年度）

34,336千円（令和6年8月1日に開設した場合）

※上記の金額は1事業者当たりの支援対象登録里親数を140世帯超とした場合の目安を示しています。

※上記の金額には里親等支援員5名を加配した場合の人件費を含んでおり、加配が一切ない場合の基本委託料の目安は23,056千円です。

※実際の委託料は、こども家庭庁が定める国庫負担金交付基準によります。

### 3 参加者の資格に関する要件

本企画提案に参加できる者は、以下の要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと。

(2) 企画提案書の受付期間中において、愛媛県知事が行う入札参加資格停止措置を受けていないこと。

(3) 愛媛県内に事業所（支店、支社、営業所等）を有する者であること。

(4) 企画提案書の受付期間中において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始申し立てがなされていないこと。

(5) 企画提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(7) 消費税及び地方消費税並びに本県県税の滞納がないこと。

(8) 社会的養護を行う児童福祉施設を運営する社会福祉法人や里親分野の活動実績を有する特定非営利活動法人など、本件業務を適切に実施することができる者であること。

#### 4 スケジュール（予定）

(1) 実施要領の公表	令和6年3月22日（金）
(2) 質問受付期限	令和6年3月27日（水）17時15分まで
(3) 質問回答	令和6年4月3日（水）
(4) 参加申込書受付期限	令和6年4月8日（月）17時15分まで
(5) 企画提案書提出期限	令和6年5月8日（水）17時15分まで
(6) 選考委員会（ヒアリング審査）	令和6年5月中旬
(7) 審査結果通知	令和6年5月下旬
(8) 契約締結日	令和6年6月1日（土）

#### 5 申請手続等

企画提案の応募を希望する者は、次により必要書類を提出してください。参加の可否については、申込者にメールで通知します。

- (1) 提出期限  
令和6年4月8日（月）17時15分（必着）
- (2) 提出書類  
ア 参加申込書（様式1）  
イ 参加申込事業者の概要（様式2）  
ウ 誓約書（様式3）
- (3) 提出方法  
文末記載の宛先に郵送又持参してください（提出期限内に必着のこと）。  
ただし、郵送による提出が期限に間に合わない場合は、先に提出書類の写し（PDF ファイル）をメールで提出することができます。この場合、到達確認のため、提出先あてに電話連絡してください。  
※参加申込書提出後に参加辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

#### 6 質問及び回答

本業務に関する質問等がある場合は、次により質問書（様式4）を提出してください。

- (1) 提出期限  
令和6年3月27日（水）17時15分（必着）
- (2) 提出方法  
文末記載の宛先にメールにより送付し、送付後、到達確認のため、提出先あて電話連絡してください。
- (3) 回答方法  
質問に対する回答は質問内容とともに県ホームページにて公開します。  
ただし、質問及び回答の内容が、質問者の提案の具体的な内容にかかわるものは、質問者に対してのみ回答を行います。

#### 7 企画提案書の提出手続

本公募手続に参加を可とされた応募者は、次により企画提案書を提出してください。

- (1) 企画提案書の構成等  
ア 企画提案書届出書（様式5）  
イ 企画提案書（様式6）  
表紙を含めて10ページ以内（添付資料を除く）、文字の大きさ12ポイント以上とします。  
ウ 業務の実施体制（様式7）
- (2) 提出部数  
6部（アからウを1セットにして6セット提出してください。）  
※アについては、原本を1部とし、5部は複写でかまいません。  
※原則としてA4判タテ、横書き、左綴りとしてください。

- (3) 提出期限  
令和6年5月8日(水)17時15分(必着)
- (4) 提出方法・提出先  
郵送又は持参により、文末記載の担当窓口へ提出してください。
- (5) 提案辞退  
企画提案書の提出後に提案を辞退する場合は、選考委員会開催日の3日前(県の閉庁日を除く)までに辞退届(任意様式)を郵送又は持参により提出してください。

## 8 企画提案書の作成・提出に当たっての注意事項

- (1) 本募集要領に示した参加申込資格を満たさない者、提出期限内に提出しなかった者及び提出資料に虚偽の記載をした者の提出した企画提案書は、無効とします。  
また、必要書類の提出がない場合は、参加申込資格が無いものとみなします。
- (2) 企画提案書は1者1提案のみとします。
- (3) 企画提案書提出後の再提出及び差替えは原則として認めません。ただし、県から書類の不足・不備の補完、内容確認のほか、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合があります。
- (4) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (5) 企画提案に要する費用は、全て応募者の負担とします。

## 9 委託事業者の選考及び評価方法

- (1) 選考方法
  - ア 委託候補者は、別途設置する選考委員会において、提案者からの説明及びヒアリングによる審査を行い、決定します。
  - イ 審査は、「審査項目及び評価内容」(別表)に基づき、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容や事業の実施能力等を評価、採点し、総合評価が高い順に応募者2者を委託候補者として選定します。
- (2) 選考委員会によるヒアリングの実施
  - ア 令和6年5月中旬にヒアリング審査を実施します。日時・場所等の詳細は、応募者へ別途通知します。
  - イ 対面による質疑応答形式とします(各応募者30分程度を予定)。最初20分以内で提案者による提出書類の内容説明の後、選考委員による質疑を10分以内で行います。
  - ウ 提出書類及びヒアリング審査の内容は非公開とします。
- (3) 提案者が1者ないし2者又は無い場合の取扱い  
提案者が1者ないし2者のみの場合であっても審査は実施し、評価の結果において総得点の6割以上である場合に当該提案者を委託候補者とします。  
また、提案者が無い場合又は委託候補者が2者に満たない場合は再度公募を実施します。
- (4) 審査結果の通知  
審査結果については、すべての参加者に書面で通知するとともに、県ホームページ上で公表します。  
なお、審査内容に関する質問や異議は一切受け付けません。

## 10 契約の締結

- 選考した委託候補者と県が協議の上、仕様書の内容を確定し、契約を締結します。  
なお、仕様書の内容は、本事業を効果的・効率的に実施するため又はこども家庭庁が定める要綱等の規定に適合させるために変更協議を求めることがあります。  
また、選考した委託候補者と県との間で仕様書の内容について協議が整わない場合は、選考結果において総合評価が次に高い提案者と協議を行います。

## 11 里親支援センター設置の認可申請

- 契約締結後、里親支援センターを開設する前に、法令及び県の規則で定めるところにより、県に対し、里親支援センター設置の認可申請を行うこと。

12 担当及び問い合わせ先

〒790-8570 松山市一番町4丁目4番2

愛媛県保健福祉部男女参画・子育て支援課 児童・婦人施設係

電話：089-912-2414

E-mail：[danjokosodate@pref.ehime.lg.jp](mailto:danjokosodate@pref.ehime.lg.jp)

[4月以降の担当及び問い合わせ先]

〒790-8570 松山市一番町4丁目4番2

愛媛県保健福祉部子育て支援課 児童・女性支援施設係

電話：089-912-2414

E-mail：[kosodate@pref.ehime.lg.jp](mailto:kosodate@pref.ehime.lg.jp)

(別表) 審査項目及び評価内容

審査項目	評価内容
1 運営方針 【10点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会的養育及び里親制度の現状等を十分に理解しており、里親支援センターとして目指すべき明確なビジョンを有しているか。</li> </ul>
2 実施体制 【30点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人として社会的養育の分野における十分な知識・経験を有しており、本業務の遂行にその知識、ノウハウ、経験等を十分生かせることが期待できるか。</li> <li>本業務を円滑かつ効果的に遂行できる資格や実務経験を有する職員が確保されているか（今後職員を確保する場合は、その方策や見込みは確実か）。</li> <li>夜間や祝休日における連絡体制や対応体制が確保されているか、また、個人情報管理の管理体制が整備されているか。</li> <li>職員の資質の向上に向け、研修や人材育成に関する取組みが具体的に示されているか。</li> </ul>
3 事業運営 【50点】	<p>(1) 里親制度等普及促進・リクルート業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県民に対し、里親制度や特別養子制度について、効果的に普及啓発できる内容であるか。</li> <li>制度の内容や趣旨を理解していない里親登録希望者に対し、面接等を積み重ね理解を促すことができるか。</li> </ul> <p>(2) 里親等研修・トレーニング業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研修やトレーニングを通じて、里親の強みや課題を把握し、マッチングや里親支援等に活かすことが期待できるか。</li> <li>里親が研修を受講しやすいよう、開催の曜日や場所等を工夫しているか。</li> </ul> <p>(3) 里親等委託推進業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マッチングにおける里親候補者と子どもの交流や関係調整を十分に行うための工夫をしているか。</li> <li>子どもを迎える里親家庭への準備支援は十分か。</li> <li>里親委託の開始に当たっての関係機関との連携方法が具体的に示されているか。</li> </ul> <p>(4) 里親等養育支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>里親と深い信頼関係を構築し、個々の里親の状況に合った助言や安心して児童を養育できるような支援を行うことができるか。</li> <li>委託決定後の里親家庭において発生する課題が想定でき、それに対する具体的な支援策が考えられているか。</li> </ul> <p>(5) 里親等委託児童自立支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>里親委託中から子どもの課題に応じた支援を行うことができる内容となっているか。</li> <li>委託解除後のアフターケアの内容は十分か。</li> </ul>
4 その他 【10点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案内容が、本業務を効率的かつ効果的に遂行する上で、計画性、具体性及び妥当性並びに実施の可能性を伴ったものであるか。</li> <li>本業務に取り組む意欲が感じられるか。</li> </ul>